

令和7年度東海市農業経営収入保険加入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業者の経営努力だけでは避けられない収入減少の要因に対応するため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する愛知県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）への加入を促進し、農業者の経営安定と営農継続を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 市内に住所を有する農業者又は農業法人をいう。
- (2) 保険料 全国農業共済組合連合会事業規程（以下「事業規程」という。）第11条に規定する保険料をいう。
- (3) 事務費 事業規程第13条に規定する事務費をいう。
- (4) 保険期間 事業規程第5条に規定する保険期間をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、事業規程第4条第1項に規定する保険資格者に該当する者で、市税を完納しているものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、収入保険（個人にあつては保険期間が令和8年1月1日から同年12月31日までのものに、法人にあつては保険期間の初日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までのいずれかの月から1年間を保険期間とするものに限る。）に加入する事業とする。

(補助対象経費等及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が負担する保険料の額及び事務費の額の合計額に相当する額とする。ただし、10万円を上限とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 東海市農業経営収入保険加入促進補助事業交付申請書
- (2) 共済組合が発行する収入保険証書の写し又は収入保険に加入したことを証する書類
- (3) 市税の完納証明書

(補助金の額の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に定める交付申請書を受理したときは、速やかに内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱の条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- (3) 暴力団員等であることが判明したとき。

(補助金の交付申請の委任)

第9条 補助金の交付申請、受領及び返還に関する事務については、愛知県農業共済組合が申請者から委任を受けて行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。